

【事例 12 資料 1】

平成 14 年 5 月 25 日
特定非営利活動法人あさひ
(略称：NPOあさひ)

NPO法人あさひ障害者福祉ワークス運営事業実施要項

1. 目的

障害者福祉ワークス運営事業(以下「事業」という)は、NPO法人あさひにおいて、障害者の自立と社会生活の適応を高めることができるよう、通所により作業訓練、生活訓練等のサービスを提供することにより、在宅の障害者の福祉サービスの増進を図ることを目的とする。

2. 実施主体

利根町より委託を受けた「NPO法人あさひ」とする。

ただし、利根町長からNPO法人あさひに対し、当該事業が適切かつ効果的に行われるよう指導監督を受けるものとする。

3. 利用対象者

事業の利用対象者は、在宅の障害者であって、原則として社会生活の適応が困難なものとする。

4. 事業の内容

(1) 作業訓練

軽易な作業についての技術援助および指導

(2) 生活訓練

日常生活における基本的動作の支援、集団生活への適応訓練を行い又はそのために必要な便宜の提供

(3) スポーツ、リクリエーション等

在宅の障害者の福祉の増進を図るために必要なスポーツ、リクリエーション等の実施

(4) その他、機能回復訓練等

5. 支援員の配置

事業の企画、運営にあたる経験を有する専任の支援員を1名以上置くものとする。

6. 実施上の留意事項

(1) 事業の運営は、毎年度実施計画を策定して実施するものとする。

(2) 事業の実施にあたっては、福祉事務所、各種障害者福祉団体等と連絡を密にするとともに、地域社会の理解と協力を得られるように配慮するものとする。

(3) 利用者の保護衛生及び安全の確保に留意するものとする。

7. 事業に対する運営費補助

事業に対する運営費補助は、利根町が別に定めるところによるものとする。

以上

付 則

この要綱は、平成 14 年 5 月 25 日から施行する。